

新型コロナウイルス感染症に係る相談・医療提供体制（案）

令和2年2月3日
福祉保健局

○ 相談・医療提供体制を強化

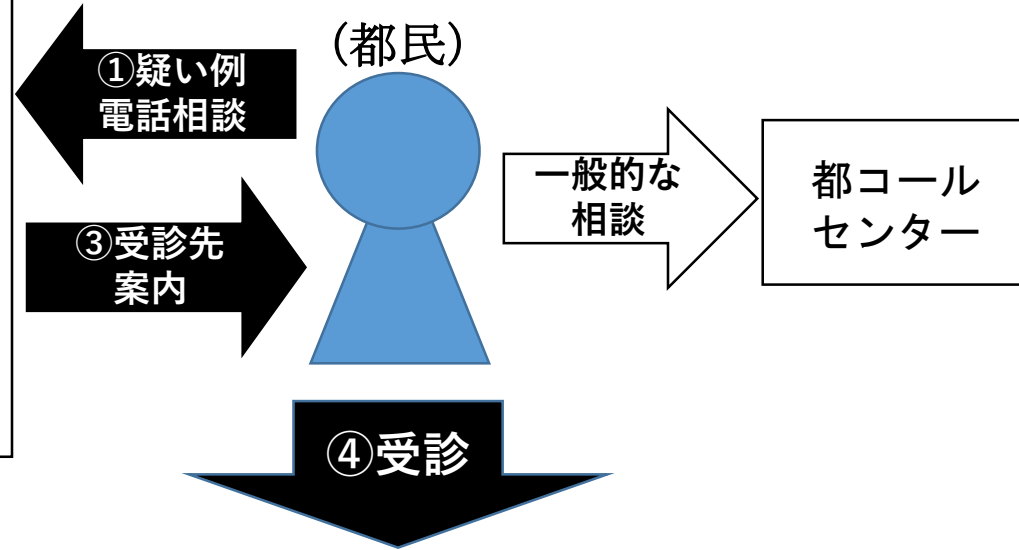
【都・特別区・八王子・町田市保健所】

帰国者・接触者電話相談センター

< 疑い例の定義（以下のⅠ及びⅡを満たすもの）※ >

- Ⅰ 発熱（37.5℃以上）かつ呼吸器症状を有している
- Ⅱ 発症から2週間以内に、以下の（ア）（イ）の暴露歴のいずれかを満たす。
 - （ア）武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。
 - （イ）「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

※令和2年2月3日時点



② 調整

(非公表) 帰国者・接触者外来

【感染症診療協力医療機関】 約80病院

保健所経由で遺伝子検査

陽性の場合

【感染症指定医療機関】 12病院

- ・ 特定感染症指定医療機関 1病院4床
(国立国際医療研究センター病院)
- ・ 第一種感染症指定医療機関 4病院8床
(都立駒込・都立墨東・公社荏原・自衛隊中央病院)
- ・ 第二種感染症指定医療機関 10病院106床
(都立駒込・都立墨東・公社荏原・公社豊島など)

【感染症入院医療機関】 約190医療機関

(うち55病院は診療協力医療機関を兼ねる)

を活用しつつ、これに加えて
感染症診療協力・指定・入院医療機関でない

【指定二次救急医療機関】

(参考) 指定二次救急医療機関数 241医療機関

にも、入院を要する患者の受入を要請

上記の体制については、関係機関と必要な調整の上、今週末を目途に立ち上げる